

平成26年度

県立蓮田松韻高等学校

いじめの防止基本方針

目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	1
第2 いじめ早期発見への取組	1
第3 いじめの早期解決への取組	2
第4 いじめ問題に向けての校内組織	2
第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	3
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	3
第7 年間行事予定	4

はじめに

埼玉県立蓮田松韻高等学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、「いじめほどの学校にも、どの生徒にも起こり得るものである」との認識のもと、全校生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために「埼玉県立蓮田松韻高等学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

第1 いじめの未然防止のための取組

本校は、「いじめは絶対に許さない」という信念のもと、関係部署を中心に以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

- (1) 生徒と教職員がコミュニケーションの取れる風通しの良い学校づくり
 - ①教職員と生徒双方のあいさつの励行
 - ②人間関係を把握するための個人面談の活用
- (2) 基礎基本を重視し、わかる授業づくりの推進
 - ①基礎学力定着のための指導指針の徹底
 - ②協調学習の手法を取り入れた授業力向上の推進
- (3) 自己管理ができるようにするための基本的な生活習慣づくり
 - ①遅刻を減少させるための指導の徹底
 - ②落ち着いた学習環境を保持するための授業規律の徹底
 - ③保護者とのコミュニケーションづくりとPTA活動を通じた保護者同士のネットワークづくりの推進
- (4) 人権教育推進事業を活用したいじめ撲滅の啓発
 - ①人権教育の徹底
 - ②道徳教育の徹底

第2 いじめ早期発見への取組

本校は、全教職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全教職員で情報共有し、速やかに対応するため、全教職員が以下の取組を実践する。

- (1) 生徒指導部は学期に1回（5月、10月、1月）生徒対象のいじめアンケートを実施する。
- (2) 三者面談を活用し、いじめに関する情報を交換する。（6月）
- (3) 休み時間等の巡回や清掃指導を通じて生徒の様子を観察し、気になることは担任に報告する。（毎日）

第3 いじめの早期解決への取組

本校では、「いじめは絶対に許さない」という信念のもと、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを目指し、全教職員が以下の取組を実践していく。

- (1) 教育相談員の活用やいじめ相談窓口の設置により、生徒・保護者がいじめに関わる相談ができるような相談体制を確立する。
- (2) いじめ問題を発見した時は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応するとともに、家庭との連携を図り、学校の取組について情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に活かす。
- (3) いじめ防止対策委員会が中心となり、生徒に豊かな情操と道徳心を培い、心の通い合う人間関係作りを目指し、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (4) 本校では、本校職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他適切な措置をとる。
- (5) 本校では、いじめ防止対策推進法第23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、いじめ防止対策委員会を設置する。

【構成員】

この委員会の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、年次代表、教育支援委員会委員長、養護教諭、教育相談員等の中から学校の実情により充て、個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

【活動内容】

- ・取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時の対応を組織的に実施する。
- ・いじめの相談、通報の窓口、情報の収集や記録を行う。こと。

【開催】

- ・年3回開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

本校では、この重大事態を全教職員が理解し、重大事態が生じた時、調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供する。さらに、埼玉県教育委員会に報告する。

調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点からいじめ防止対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また、必要に応じて、県教育委員会と連携し、県の問題調査審議会の委員等の派遣を県教育委員会に要請する。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) LHRや総合的な学習の時間を活用して、ネット問題について生徒向け講演会を毎年実施する。
また、「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。
- (2) 生徒の意識啓発ともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

第7 年間行事予定

	1年次	2年次	3年次
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生に対するいじめ防止教育（生徒指導部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止教育（年次・生徒指導部） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・各年次、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定 ・企画委員会：「平成26年度学校基本方針」策定（いじめ防止対策委員会） 		
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した時間（人権教育推進委員会） ・生徒会による人権宣言（いじめ撲滅宣言）の承認 ・第1回生徒対象いじめアンケート調査（いじめ防止対策委員会） 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権宣言のHR掲示 		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年のネットモラル啓発DVD」によるネットいじめ防止及びネット利用啓発（生徒指導部） ・「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討（いじめ防止対策委員会） ・他人とのかかわりに関することとして「彩の国の道徳」を活用した時間（人権教育推進委員会） ・学校評議員会において基本方針の協議（企画委員会） 		
9月			
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・自然等とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（人権教育推進委員会） ・第2回生徒対象いじめアンケート調査（いじめ防止対策委員会） 		
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育に関わる研究授業 		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討（いじめ防止対策委員会） ・集団・社会とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（人権教育推進委員会） 		
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回生徒対象いじめアンケート調査（いじめ防止対策委員会） 		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員会において基本方針の協議（企画委員会） ・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表（いじめ防止対策委員会） ・人間としての在り方生き方とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（人権教育推進委員会） 		
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止対策委員会） ・企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会） 		